



固定資産税の 減額措置制度 をご存知ですか？



住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限が延長されました。

1 住宅の耐震改修工事に伴う 固定資産税の減額措置

平成30年3月31日までに、以下の要件を満たす耐震改修工事を行った住宅は、翌年度分の当該家屋の固定資産税について減額措置が受けられます。

■対象家屋

・昭和57年1月1日以前に建築された住宅

※マンションなどの区分所有に係る家屋については専有部分のみ対象

※併用住宅の場合、居住部分の割合が2分の1以上のもの

■減額要件

- 次の要件を全て満たす工事
- ① 工事後の住宅が現行の耐震基準に適合するもの
 - ② 工事に要した費用の合計が1戸当たり50万円を超えるもの

■減額内容

工事完了の翌年度のみ、当該家屋の固定資産税額の2分の1を減額します。(1戸当たり120㎡相当分までを減額)

■申告方法

工事が完了した日から3か月以内に、下記の必要な書類を添付して申告してください。

なお、1月から3月末までに工事が完了した場合は、6月30日までに申告してください。

■必要な書類

- ① 耐震改修工事に伴う固定資産税減額申告書
 - ② 現行の耐震基準に適合していることの証明(建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などが発行する耐震基準適合証明書)
 - ③ 耐震改修に要した費用を証明できる書類(領収書の写し)
- ※必要に応じて、工事内容などが確認できる書類を提出してもらう場合があります

■他の減額措置の除外

この減額措置は、2 バリアフリー改修 3 省エネ改修の減額措置と同時に適用できません。

2 住宅のバリアフリー改修工事に 伴う固定資産税の減額措置

平成30年3月31日までに、以下の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った住宅は、翌年度分の当該家屋の固定資産税について減額措置が受けられます。

■対象家屋

・次のいずれかの人が居住する既存住宅で、新築された日から10年以上経過した住宅

(賃貸住宅を除く)

- ① 65歳以上の人
- ② 要介護認定または要支援認定を受けている人
- ③ 身体障がい者

※改修後の住宅床面積が50㎡以上

※マンションなどの区分所有に係る家屋については専有部分のみ対象

※併用住宅の場合、住宅部分の割合が2分の1以上のもの

■対象工事

次の工事で、国または地方公共団体からの補助金などを除く自己負担が50万円を超えるもの

- | | |
|------------|-------------|
| ① 廊下の拡幅 | ② 階段の勾配の緩和 |
| ③ 浴室の改良 | ④ 便所の改良 |
| ⑤ 手すりの取付け | ⑥ 床の段差の解消 |
| ⑦ 引き戸への取替え | ⑧ 床表面の滑り止め化 |

■減額内容

工事完了の翌年度のみ、当該家屋の固定資産税額の3分の1を減額します。(1戸当たり100㎡相当分までを減額。この減額措置の適用は1戸につき1回限り)

■申告方法

工事が完了した日から3か月以内に、下記の必要な書類を添付して申告してください。

■必要な書類

- ① バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書
 - ② 納税義務者の住民票の写し
 - ③ 居住者要件を確認できる書類の写し(住民票・介護保険の被保険者証・身体障害者手帳など)
 - ④ 改修工事明細書の写し
(工事内容や費用が確認できるもの)
 - ⑤ 改修工事箇所の図面、写真(改修前と改修後)
 - ⑥ 領収書の写し
 - ⑦ その他、補助金などを受けた場合は、交付決定を確認できる書類の写し
- ※工事内容を示す書類は、建築士、登録性能評価機関などによる証明で代替できます
- ※工事内容などの確認のため、現地の調査を行う場合があります

■他の減額措置の除外

この減額措置は、1 耐震改修の減額措置と同時に適用できません。ただし、3 省エネ改修の減額措置とは、同時に適用できます。

3 住宅の省エネ改修工事に伴う 固定資産税の減額措置

平成30年3月31日までに、以下の要件を満たす省エネ改修工事を行った住宅は、翌年度分の当該家屋の固定資産税について減額措置が受けられます。

■対象家屋

- ・平成20年1月1日以前に建築された住宅

(賃貸住宅を除く)

※マンションなどの区分所有に係る家屋については専有部分のみ対象

※併用住宅の場合、居住部分の割合が2分の1以上のもの

■減額要件 次の要件を全て満たす工事

- ① 次のイの工事、またはイと併せて行うロ～ニの工事であること

イ 窓の断熱改修工事(この工事は必須です)

- ロ 床の断熱改修工事
- ハ 天井の断熱改修工事
- ニ 壁の断熱改修工事

- ② 改修部位が、それぞれ現行の省エネ基準に新たに適合すること

- ③ 工事に要した費用(国または地方公共団体からの補助金などを除く)の合計が、1戸当たり**50万円を超えるもの**

- ④ 改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること

■減額内容

工事完了の**翌年度のみ**、当該家屋の固定資産税額の3分の1を減額します。(1戸当たり120㎡相当分までを減額。この減額措置の適用は1戸につき1回限りです。)

■申告方法

工事が完了した日から**3か月以内**に、下記の必要な書類を添付して申告してください。

■必要な書類

- ① 省エネ改修工事に伴う固定資産税減額申告書
 - ② 納税義務者の住民票の写し
 - ③ 建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行する熱損失防止改修工事証明書
- ※必要に応じて、工事内容などが確認できる書類を提出してもらう場合があります

■他の減額措置の除外

この減額措置は、**1**耐震改修の減額措置と同時に適用できません。ただし、**2**バリアフリー改修の減額措置とは、同時に適用できます。

4 新築された長期優良住宅に係る 固定資産税の減額措置

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日(平成21年6月4日)から平成30年3月31日の間に新築された認定長期優良住宅の固定資産税については、通常の新築軽減(3年間もしくは5年間)に代わり、以下の減額措置が適用されます。

■対象家屋 次の要件を全て満たす家屋

- ① 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定される認定長期優良住宅

- ② 1戸当たりの床面積が50㎡(一戸建て以外の賃貸住宅の場合は40㎡)以上280㎡以下のもの

※併用住宅の場合、居住部分の割合が2分の1以上のもの

○認定長期優良住宅とは?

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準(耐久性・可変性・維持管理の容易性)に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅のことです。

■減額内容

住宅部分1戸当たりの床面積	税の減額率(該当家屋のみ)
50㎡～120㎡以下	2分の1
120㎡～280㎡以下	120㎡分に相当する税額の2分の1(60㎡に相当する税額)

■減額される期間

一般の住宅(平屋・2階建住宅等)	新築後5年度分
3階以上の中高層耐火住宅等(マンション等)	新築後7年度分

■申告方法

平成28年新築分については、下記の必要な書類を添付し、**平成29年1月31日(火)**までに申告してください。

■必要な書類

- ① 長期優良住宅に関わる固定資産税の減額申告書
- ② 認定長期優良住宅である旨を証明する書類(認定通知書の写しなど)

各種減額措置の固定資産税減額申告書はこちらから

各種減額措置の固定資産税減額申告書は、税務課資産税係窓口で配布しています。また、**市ホームページ**(<http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>)からもダウンロードできます。

市ホームページ▶お役立ちコーナー▶申請書ダウンロード▶税金の順にクリックしてください。



申請・問合せ先 税務課資産税係(本館1階) ☎72-2111 内線122、123